

入院中のお食事について

当院は、厚生労働大臣が定める基準『入院時食事療養(Ⅰ)』の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しております。

配膳時間	《朝食》	8:00
	《昼食》	12:00
	《夕食》	18:00

令和7年4月1日より、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかるご負担額を以下の通り変更になります。

区分		負担額(非課税)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①	一般の方	490円/食	➡ 510円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方(③を除く)	230円/食	➡ 240円/食
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円/食 (変更なし)	

- ※ オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。
- ※ 患者さまの病状等により医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供されることがありますが、負担額は変わりません。